

埼玉県トラック運送事業者 燃料価格高騰支援金

埼玉県では燃料価格高騰の影響を受ける運送事業者に対し、支援金を交付します。

申請期間

令和6年3月13日(水)から令和6年6月17日(月)

交付金額 貨物運送事業に使用している埼玉県内ナンバーが対象です。

小型・普通自動車(緑色ナンバー) **20,000**円/台

軽自動車(黒色ナンバー)、オートバイ(緑色ナンバー) **7,000**円/台

※道路運送車両法を基に区分しています。道路交通法上の大型、中型自動車は普通自動車になります。

申請方法

郵送申請 又は **電子申請** ※電子申請は3月13日(水)9:00から受付開始

○交付要件等詳細については専用サイトをご覧ください。

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金

検索



※検索の場合は上記ワードで検索し、埼玉県のホームページから専用サイトにお入りください。

主な交付要件

- 令和6年1月1日現在において、**貨物自動車運送事業法に規定されている事業の許可を受けている**、又は**届出を行っている貨物自動車運送事業者**(埼玉県内に営業所を設置する内容で許可を受けている、又は届出を行っているものに限る)であること。
- 埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

お問合せ

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金コールセンター

☎0120-991-523 (フリーダイヤル)

設置期間：3月8日から6月28日まで

受付時間：9時00分～18時00分(土・日・祝日除く)

【専用サイト】<https://jimukyoku.site/saitama/truckunsoshien/>

